

障害者手帳と個人番号（マイナンバー）の紐付け誤りについて

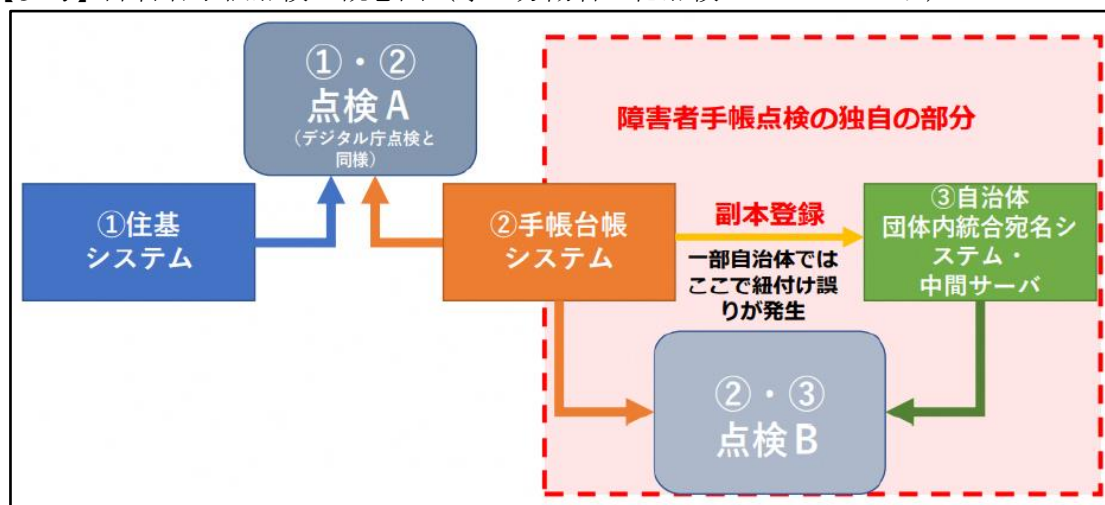
1 概要

県の障害者手帳（身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳）について、個別データの点検を実施したところ、障害者手帳の情報とマイナンバーの紐付け誤りが判明しました。なお、当該情報についてはすでに修正を行い、紐付け誤りは解消済みです。

2 点検の内容及び結果（[参考図参照]）

国が実施したマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検で、障害者手帳に係る事務が全国一律に点検対象となったため実施した、厚生労働省が定めるマニュアルによる「障害者手帳点検の独自部分」（点検B）に加え、より一層の正確性を確保するため、業務システムの情報と住基ネットの情報との突合による点検（点検A）を実施したところ、11件の紐付け誤りが判明しました。

【参考】障害者手帳点検の概念図（厚生労働省の総点検マニュアルより）



3 紐付け誤りの内訳

・身体障害者手帳	8件
・精神障害者保健福祉手帳	3件
合計	11件

4 原因

障害者手帳の発行については、市町村から送付された申請書をもとに、システムに情報を手入力して管理していますが、この作業において紐付け誤りが発生したものです。

(1) 身体障害者手帳（8件）

申請書に障害者本人（子）のマイナンバーの他に保護者のマイナンバーが記載されており、確認漏れにより子の手帳情報が保護者のマイナンバーに紐付けされたもの。

(2) 精神障害者保健福祉手帳（3件）

- ① 申請書に、誤って同居人のマイナンバーが記載されており、確認漏れにより障害者本人の手帳情報が同居人のマイナンバーに紐付けされたもの（1件）。
- ② 本人のマイナンバーをシステムに入力する際に、誤って別人のマイナンバーを登録したものの（2件）。

5 紐付け誤りによる影響

- (1) 住所、氏名等の個人が特定される情報の流出は確認されておりません。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳で行政機関への情報提供が1件ありましたが、影響はありませんでした。

<マイナポータルで閲覧できる情報>

身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳番号	手帳番号
交付年月日（返還年月日、再交付年月日）	交付年月日（返還年月日、再交付年月日）
障害名、障害程度	障害等級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分	有効期間終了年月日

6 県の対応

- (1) 紐付け誤りがあった情報のマイナポータルによる閲覧を一時停止し、修正作業を行い、現在は正しい情報が閲覧できるようになっております。
- (2) 対象者に対して、身体障害者手帳については、県から直接、説明及び謝罪をしました。精神障害者保健福祉手帳については、必要に応じて、市町村から御本人に説明するとともに、県から直接連絡して謝罪しました。
- (3) 制度所管である厚生労働省及び個人情報保護委員会への報告を行いました。
- (4) 今後、点検Aで把握した住所や氏名等の表記揺れのデータ確認を実施していきます。

7 再発防止策

マイナンバーの入力を行う際、複数名によるチェックを徹底するとともに、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に則って適切な事務処理を行うよう、業務改善をまいります。